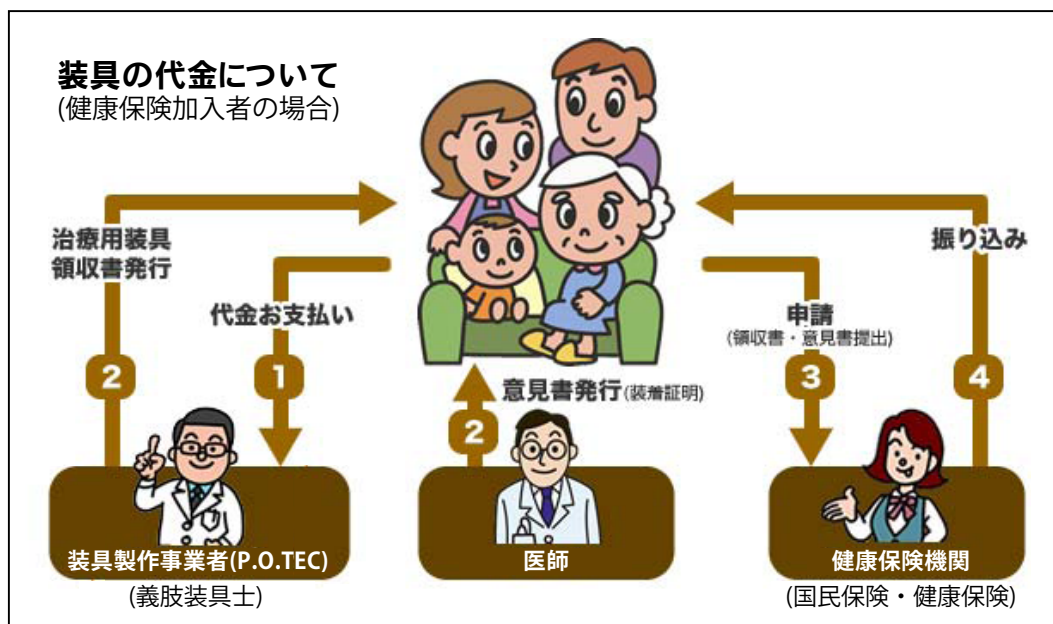


## 治療用装具代金償還までの流れ

医師の指示にもとづいて、義肢装具士により製作された治療用装具・コルセット等の代金のお支払いは、病院会計とは異なります。

装具代金は、いったん全額立替え払いとなり、製作事業者に支払っていただきます。療養費の制度により、各健康保険機関に申請することで決められた基準額が払い戻されます。



### 申請時に必要なもの

- ① 治療用装具領収書
- ② 医師の意見書(補装具装着証明書)
- ③ 認めの印鑑
- ④ 銀行通帳の口座番号
- ⑤ 保険証
- ⑥ 医療証(老人医療、身障医療、ひとり親家庭医療、乳幼児医療など)

※ 医療保護を受けられている方は、役所の許可が下りてからの製作になります。

※ 労働災害の方は、労働基準監督署に申請すれば全額もどります。